

フオン會 第二二號

23

サウ去フヤウナ場合一ハ、必ズ其代償トシ
テ伺フノモ、ヲ見テ居ルノデアリマス、コ
ツ4ノモ、ヲ見セテモ、伺フノモ、ヲ見タ
テガヨリ以上利益カアルト思フ

フオン會 第二二號

22

ハ見セルト云フヤウナコトモ、ヤツテ居ルノ
デアリマス、實行上ニ付テ、ア、云フモ、ハ
迄モ見セテ居ルゲ、ナイカト云フヤウナ御
不審ガ御アリニナルカモ知レマセヌガ、

フオン 會 第二二 號

東京 議 院

25日

臺灣、南洋群島方面ノ外國船ノ徘徊ト云フ
 問題ハ、實ク海軍モ困ツテ居ル問題デアリ
 マス、此二三年間ニ件數トシマシテ

東京 議 院

フオン 會 第二二 號

東京 議 院

24日

ヤウナ場合ニハサウ云フコトモヤツテ居ル
 ノデアリマス、念ノ為ニ補足致シテ置キマ
 ス

○豊田 政府委員 御尋ノ

東京 議 院

不穩 會 第二二號

27

事件、是ハ一番著例デスガ、最近モ丁林ノ
汽船が大連ニ行クノニ馬公ニ——是ハ要港
地帯デヤアリマセヌガ、領域ニ無斷デ投錨

フオン 會 第二二號

28

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|---------|------|
| 今ハツ | キリ | 數字ヲ | 覺エテ | 居リマセヌガ、 | 七 |
| 八件位 | アルト | 思ヒマ | ス | 一番問題 | ニナリマ |
| シタノハ | 御承知 | ノ昨年 | 春馬口 | ニ不法入 | 港 |
| シタシタ | 「 | ユ | ノ | 「 | 號 |

不穩 會 第二二號

29

其外御話ノヤウナヲスクーナーナドガウ
ロくシテ、是ナドハハツキリシク證跡ヲ
ヲ掴ミ得ナカッタモノモアリマスガ、免ニ
角サウ云フヤウナ不穩ナ

不穩 會 第二二號

28

シマシタ、風波ヲ避ケルト云フ名目デ入ッ
テ來タ、是ハ罰金千圓ニナリマシタ、其外
花蓮港ニモ無斷デ入港シタ汽船ガアリマシ
タ、

フオン會 第二 二號

ヤウニ交渉ヲ致シテ居リマス、其一ツノ手
 段トシテ、馬公ハ御承知カモ知レマセヌガ
 特別開港場ニナツテ居リマシテ、支那型戎
 克ダケハアスコニ



フオン會 第二 二號

行動ヲスル船が澤山アルノデアリマス、ソ
 レヲ非常ニ海軍デハ困ツテ居リマシテ、臺
 灣總督府アタリトモ聯絡ヲ執リ、取締ヲ嚴
 重ニスルト云フ



フオン

會 第 二 二 號

35日

| | |
|----------------------------------|----------------|
| 會社等ハ | 或ハ軍需品ヲ製造シテ居ツタリ |
| 或ハ軍需品ヲ取扱フト云フヤウナ場合ニハ | |
| 大シク損害ハ受ケヌダラウト想像サレマス | |
| 併 ^ナ 水 ^ナ ガラ | |

フオン

會 第 二 二 號

34日

| | |
|---------------------|--|
| テ七月一日カラ實施サレルコトニナツテ居 | |
| リマス | |
| ○齋藤委員 私モ一寸御尋ね致シタイノデ | |
| ス、此法ノ取締ヲ受ケマス所ノ工場 | |

37

フオン 會 第 二 年 號

ドウカ、此點ヲ御伺シテ置キタイト思フ

36

フオン 會 第 二 年 號

ソコデ折角三十三人ヲ御調ニナツタトスレ

バ、其點ガ多少明瞭ニナツテ居ルト思

ヒマスガ、多少軍ニモ關係シタ者ガアツタ

カ

フオン 會 第二二號

39

御尋が出来ルノデアリマスケレドモ、私か
秘密會デ御尋ヲ致シタノハ、軍需工業以外
ノ工場、會社等デ此法ノ取締ヲ受ケルモノ
ヲ

フオン 會 第二二號

38

○置場政府委員、是ハ先程モ御斷リ申シマ
シタ通り、未ダ取調中デアリマシテハワキ
リ申上ゲル程度ニハ至ツテ居リマセヌ、嫌
疑トシテ檢舉致シマシタ、

フオニ

會 第 二 二 號

御考ニナツテ居ルカ
熊谷委員長

フオニ

會 第 二 二 號

具體的ニ御話シ下サツテ、サウシテサウ云
フモノ加此秘密ノ義務ヲ負フ為ニ何カ損害
ヲ受ケハセヌカ、損害ヲ受ケルヤウナ場合
ニハ何カ方法ヲ

フオン

會 第 二 三 號

○齋藤委員 ソレニ付テ具體的ノ話ヲ聞イ
 テ置キタイ、サウ云フ趣旨テ損害ヲ受ケル
 ヤウナ具體的ノ會社工場ト云フモノハナイ
 カドウカ

五月十八日
 不穩(秘密會)

會 第 二 三 號

アナタノハ 秘密會ニ關聯シタ問題ニナイヤ
 ウデスガ、秘密會テナクトモ、普通ノ會テ
 御聽キニナツタラ如何デスカ

フオン

會 第 二 三 號

論ゴザイマセヌ、千ノ單位ニカゴザイマセ
 又、其又指定コ受ケルト云フヤウナモノハ
 其中ノ百ノ單位ト云フヤウナ所ト考テ致サ
 レマスノデ、是ノ爲ニ

4

フオン

會 第 二 三 號

3
 ○松井政府委員 御答致シマス、御承知ノ
 通り會社工場ハ六万以上モゴザイマスケレ
 ドモ、實際ニ總動員計畫ニ入ッテ居リマス
 ノハ、ソシナニ澤山ハ勿

會 第 二 三 號

6

指定ニナルモノモアリマセウ、併ナガラソ
 レハ軍需品ダケノ製造工場デアリマスレバ
 ソレガナクナリマスレバ、大體解除セラレ
 ルモノが多カラウト思ヒマス、

フ オ ン 會 第 二 三 號

5

非常ニ損害ヲ受ケルト云フヤウナロトハ想
 像ヲ致シテ居ラナイノデアリマス、ソレカ
 ラ軍需品ノ製造ヲ致シテ居リマスルモノデ
 其狀況等デ恐ラク

フオン 會 第 二 三 號

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ガ | 指 | 定 | セ | ラ | レ | ル | ヤ | ウ | ナ | 場 | 合 | ハ | ナ | カ | ラ | ウ | ト | 思 |
| フ | ノ | デ | ア | リ | マ | ス | 唯 | ソ | レ | ノ | 能 | 力 | ガ | 斯 | ウ | ダ | | |
| ソ | レ | ガ | 偶 | ニ | 總 | 勤 | 員 | ノ | 計 | 畫 | ニ | 入 | ッ | テ | 居 | ッ | テ | |
| ソ | レ | ガ | 轉 | 換 | | | | | | | | | | | | | | |

フオン 會 第 二 三 號

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ソ | レ | カ | ラ | 外 | 國 | ト | ノ | 取 | 引 | 等 | ニ | 付 | キ | マ | シ | テ | 下 | |
| ウ | 去 | フ | モ | ノ | ガ | 出 | 來 | ル | カ | ト | 去 | フ | コ | ト | ニ | 付 | キ | マ |
| シ | テ | ハ | 是 | ハ | 品 | 質 | ガ | 良 | ケ | レ | バ | 多 | ク | 益 | ニ | 可 | ナ | |
| リ | デ | チ | ツ | ト | モ | サ | ウ | 去 | フ | モ | ノ | | | | | | | |

會 第二三號

10

定工場ニナソテ居リマセヌテモ、指定サレ
ルコトカアラウト思ヒマスケレトモ、指定
サレマシテモ、ソレカ爲ニ經濟上、産業上
其他營業上ノ迷惑

不穩 會 第二三號

9

スルノ多ト云フヤウナ非常ニ顯著ナ工場、
其又或ル工場ノ或ル機械設備、能力ト云フ
タヤウナモノニ付キマシテハ、今日ゆシモ
軍需品ノ製造指

不穩

會 第 二 三 號

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | イ | マ | ス | レ | バ | 、 | ソ | レ | ハ | 必 | ズ | 補 | 償 | ヲ | ス | ル | ト | カ | 云 |
| | ツ | タ | ヤ | ウ | ナ | 措 | 置 | ヲ | 講 | ジ | ナ | ケ | レ | バ | ナ | ラ | ヌ | モ | ノ |
| | ト | 考 | ヘ | テ | 居 | リ | マ | ス | 、 | 今 | 日 | ニ | 於 | キ | マ | シ | テ | ハ | |
| | サ | ウ | 云 | フ | 事 | 態 | ハ | 起 | ラ | ナ | イ | 、 | | | | | | | |

會 第 二 三 號

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 手 | 及 | ホ | ス | ト | 云 | フ | ヤ | ウ | ナ | コ | ト | ハ | ナ | カ | ラ | ウ | ト | 存 |
| | シ | マ | ス | 、 | 萬 | 々 | 一 | サ | ウ | 云 | フ | ヤ | ウ | ナ | 事 | 態 | ニ | 一 | |
| | 今 | 日 | ハ | 相 | 像 | シ | マ | セ | ヌ | ケ | レ | ト | モ | 、 | 若 | シ | 進 | ム | ヤ |
| | ウ | ナ | 場 | 合 | カ | コ | ザ | | | | | | | | | | | | |



會 第 二 三 號

マスカ、或ハ普通ノ人ノモデアリマスカ、此
點一寸承ツテ置キタイ
○置場政府委員 ハツキリ申上ゲ兼ネマス
コトハ恐入リ

16

會 第 二 三 號

ヤウナ數字デシタガ、其三十三名ノ中ニハ
豫後備ノ關係ハ別ト致シマシテ、軍人軍屬
ニ在ツタト云フヤウナ者が、一人位居リ

15

會 第 三 三 號

衆議院

18日

檢 察 官 ノ 職 務 ノ 定 義
 或ハ軍部關係ノ憲兵
 制度ノ動キニ於テモ、
 是ノ檢 察 官 二 相 當 ノ 手
 配ガアツタ譯デゴザイ
 マスカ

衆議院

不
了

會 第 三 三 號

衆議院

17日

マ ス ガ、私ノ記憶ヲハ
 ナイト思フヲ居リマ
 ス 調 査 ス レ バ 分 リ マ
 ス
 ○ 中 村 委 員 是ノ檢 察
 官 二 相 當 ノ 手 配ガア
 ツタ譯デゴザイマス
 カ

衆議院

會 第 三 號

衆 議 院

20 日

| |
|---------------------|
| 基礎知識ニナルコトデアリマスカラ、一應 |
| 同フノデアリマスガ、國家總動員ト云フコ |
| トハ、相當前カラ御計畫が進ンデ居ツテ |
| 其間ニ伺ヒマスレバ大 |

伊 藤 氏

會 第 三 號

衆 議 院

19 日

| |
|------------------------------------|
| ○ 壺場政府委員 主トシテ警視廳 廳 ヲ舉ゲマ |
| シタ |
| ○ 犬養委員 モウ一言御尋シヨウト思ヒマ |
| ス、ソレハ此總動員秘密保護法ノ立法ノ |

伊 藤 氏

フオン、會 第三三號

又

フ間ニ色々ナ事ガ起ツテモ、法ノ不備上ド
シク、裏ヲ搔カレテ居ツタノデアリマスカ
、ソレトモ何カ過後期的、取締ヲマツテ居
ラレタノデアリ

フオン、會 第三三號

又

命不傳ナ者ガアツタ、御見受スル所、國家
トシテミス、サウ云フ秘密ヲ抜カレテ
手ヲ撰イテ居ラレ、御顔觸テモナ、ト思
マスガ、サウ云

フオン 會 第二三號

| |
|---------------------|
| ト云フコトニシテ居リマス |
| 若シ其照會ノ |
| 事項が陸軍ニ關係がアルト云フ場合ニハ陸 |
| 軍省ニ照會シマシテ、陸軍省デ差支ナイト |
| 云フ場合ニハ差支ナイ |

フオン 會 第二三號

| |
|---------------------|
| イマス、其場合ニ内務省ト致シマシテ、是 |
| ハ餘程前カラデゴザイマスガ、ソレ等ノモ |
| トニ付テ回答ヲ出ス場合ニハ内務省ニ照會 |
| シテ其指揮ヲ受ケル |

不穩

會 第二三號

ウ云フ譯デ怪シイ照會ガアル、ソレカラ
 番私共ガ缺陷ヲ感ジテ居リマスノハ、
 警察
 ガ探知シ得タ場合ハ宜シウゴザイマスガ、
 迂ッカリ照會サレ

28

不穩

會 第二三號

ト云フコトニシテ指示ヲ與ヘマスシ、
 差支
 アルト云フ場合ニハ其外國商館ノ照會ニ對
 シテハ、
 返事ヲ生^出スナト云フコトヲ警察カ
 ラ言ッテヤッテ居リマス、サ

27

フオン會 第二三號

縣廳カラ主トシテ商工會議所、ソレニ斯ウ

云フモノ、照會カアツク場合ニハ警察ノ方

ニ届出ルヤウニト云フコトヲ業者ニ對シテ

ホシテ居ルト云フ手配ハ

不穩穩會 第二三號

夕者カ直グ返事ヲ出スト云フヤウナ場合カ

アルダラウト思ヒマス、此意味ヲ徹底サセ

ル爲ニ、國情調査ハ主ニ取引關係デアリ

スカラ、各府

フオン會 第二三號

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| ○中村委員 | 少シハツ | キリ御伺 | シテ置キタ |
| イト思ヒマス | 前ニ御尋 | シマシタ | ヤツノ延 |
| 長テゴザイ | マスガ | 三十三人 | ガ略々普通 |
| テアル | 是ガ | | |

フオン會 第二三號

| | | | | | | |
|------|-----|------|----|-----|-----|----|
| 十分ヤツ | テ居ル | ノデアリ | マス | 中央 | テ更迭 | |
| 管ノ可否 | ニ付テ | 統制ヲ | 執ル | ト云テ | 違方 | デア |
| ザイマス | | | | | | |

會 第二三 號

34

| | | | |
|----------|-------|---------------------|---------|
| コトハ、 | 普通人デハ | 奥 ^奥 深イ所ハ | 申々材料ノ |
| 獲得ナンカ | 出来ル筈ハ | ナイ、ソレデ | 三十三 |
| 人カラノ | 大掛リデ | ヤツテ居 | ツタトスルナラ |
| バ、此三十三人ノ | | | |

フオン 會 第二三 號

33

| | | | |
|------|-----|-------|---------|
| 所謂軍ノ | 秘密ヲ | 蒐集シテ居 | ツタト云フヤウ |
| ナ動キヲ | シテ居 | ツタト云フ | コトニナリマス |
| レバ、 | 軍ノ | 秘密トカ、 | 軍ノ内容トカ |
| ウナ | | | |

7 會 第 二 二 號

軍需品ノ取引ヲ致シマセ又デ或ハ外國ト取
引ヲ致シマストカ、又國內ノ取引ヲ致シテ
各ルヤウナ工場會社等ガ斯様ナ秘密ノ義務
ヲ負ハサレルト

フオン 會 第 二 三 號

中ニハ相當俸イ収モ居ツタト思ヒマス
ハリ軍部ナドニハ相當手ヲ入レ深ク輸入
材料ノ蒐集ヲ圖ルキ居ルヲ實テナルト
フノデスカ

フ 會 第 二 二 號

衆議院

思ヒマス、所が非常十秘密ノ義務ヲ負フノ
 デアリマスカラ、私ハ之ニ依ツテ相當十損
 害ヲ受ケルノゲヤナイカト思ヒマス、此事
 ハ秘密會デナリテモ

淨寫係



フ 會 第 二 二 號

普通ノ場合ニ於キマシテハ、自合ノ工場ニ
 ハ斯ク云フ立派十製品が出来ル、是程
 ニ生産が出来ルト云フコトヲ宣傳致ス
 普通ダト

フオン 會 第二三 號

40

○熊谷委員長 他ニ御質問モナイヤウデア
リマスカラ、是デ秘密會ヲ閉ヂマス、秘密
會ノ速記ハ慣例ニ依ツテ之ヲ嚴封シテ保存
スルコトニ致シマス

フオン 會 第二三 號

39

ソレテ取調カ全部結了シテ居リマセ又、テ
スカラ何處マデト云フコトヲ明確ニ申上ケ
ルコトハ事實出來マセ又、御諒承願ヒマス

不穩 (秘密令)

可綴

第十卷

速記擔任者

中野

午後四時三十九分秘密令完了

○萱場政子委員

③

本國...

41

フオン 會 第二三 號

午後五時三十九分秘密令ヲ終ル

致ニ及ニト共ニ、世界各國
 一戰時ニ於テハ作戰計畫
 一樹立ノ資料ト致ニ及ニ
 目的ヲ以テ及ニ、我國ノ
 資源、軍事國防ニ及ニ

五月十八日
 可成 第十八
 第一
 速記擔任者
 金之香

○萱場政府委員一級情
 勢ヲ便宜私カラ一應申
 上ケタイト思ヒマヌ
 近時國際時局一切迫

4

實情ニアルノテアリマス、
 和共内務当局ト致シテ
 中央ニ於キテハ、軍事及
 憲兵司令部ト際密ニ連絡
 ヲ取ツテ、是ガ防衛防止

施設、交通、産業、経済
 諸語、河川等カ多、更ニ故語
 社會各般ノ狀ヲ廣汎
 ニ直ツテ、且ツ詳細ニ復
 察スルニ及ムトコトヲ是レ

6

ルノデアリマスガ、我が國内
 ノ國情ヲ調査スル、ゆ債
 スルト云フ事トニ付キマシテ
 外國ノ者ハ非常ニ莫大ナ
 費用ヲ使フヤルヤラナ

通記擔任者

ニ努メ、又此方ニ給キマシ人
 ンレクノ警務部、憲兵隊
 其他ノ偵探人向キト連絡ヲ
 致シマシ、同シキヲ一防衛
 警戒ト云フ事トニ努カマシテ

通記擔任者

力

非常ノ金ト人トシテ精料ノ
 者ヲ選ビシテ之ニ者ヲ居
 ルヤラテ実情デアリシテ
 彼等ノ牒報行存ト云フニ
 一ハ大伴表面ニ於キシテハ

余國書速記

其調査
 其方ノ專め家トシテ
 選ニテ寄越シテ居ルヤラテ
 實情ニアルノテアリマス

會名

第

號

速記擔任者

10

非常ニ巧妙ニ存サシク居
 ル關係上、其取締ハ非常
 ニ困難致シテ居ルノヲアリマ
 シテ、尙ニ當ル者ハ尠ク
 苦心苦慮ニテ居ルヤウナ

速記擔任者

尚工業、貿易、或ハ學術、
 社會事業、是等ノ調査
 ニ名ヲ藉リテシテ、表面
 白ニハ公正ニ或ハ合致手段
 之ヲ標榜致シマシテ、

速記擔任者

ヲ申上ルヲ見タイト思フ
ノ多アリマス

現在我が國内ノ軍事上

ノ要地、重要ナル都市、

軍需工業地帯、重要

速記擔任者

12

實情ニアルノ多アリマス、是
等ノ外國情報機關、是等
付テノ防衛警戒ト云フコト
ニ付キモ、只今捜査上
善文ナク、最大ノ限度ニ於

11

居ル者モアリマス、又旅行
 居ル者モアルノコトアリ
 是等ニ對シテ平素
 ノ行動、通信、或ハ其ヲ持
 出、又ソレヲノ者ノ任ンデ

港灣所花也、是等ニ對シテ
 是等、或ハ宣教師、醫者、
 學者、研究生、新聞記者
 或ハ旅行者、斯ク云フ者自
 ノ下ニ、或ハソフト滞在ニテ

三〇百名ヲ下ニキ、
 視線ノ中ニアル者カ百名
 ヲ下ニキト云フ実情ヲ
 アリヌ、尙ホ私共カ分ヲ
 示居テイ者、之ニ對シテ、
 兼テ速記院ニ對シテ

兼速記院速記員

居ル居完ニ於テハ特殊ノ
 施設、是等カラ考ヘテ見
 テ、明ニ外國ノ諸報紙
 間ニ於テト云フコトガ的確
 認定ヲ得ル者カ、今

ト云フ見込
 ノテアリマス
 テ居ル

速記擔任者

略見者ハ付イテ居ルノテ
 アリマスガ、是ハ相考ノ數ニ
 上ツテ居ル、的確ニ合アリマ
 セ又ガ、其疑ヒアル者ハ
 相考ノ數ニ上ツテ居ル

疑人物加 日本人ヲ三十
 三名、外國人一名、立ヲ
 檢券シタ、引リテス、
 此外國人ニ對シマシ
 テハ、取敢不、國外退

丁度了ノ過微ノ二、二六
 事件ニ際シマシテ、是
 等、牒報者ノ活躍
 ハ、非常ニ活潑ヲ了シ
 タリテス、其ハ

22

目下取調中ヲコトガイマ
 ス、其内容ニ付キマシラ
 ハ審理ノ途中デアリマ
 シテ、是レ次上詳細ニ申
 上兼示ルノヲ遺骸トスル

21

去ク命コトヤウナコトニ
 ナリマシテ、高木其他ノ
 者ニ付キマシテハ、陸軍
 刑法第九十九條違反其
 他ノ條項ニ依リマシテ

三、我國ノ軍事・外交・政
 治・經濟・其他ノ祕密事
 項ヲ提供シテ居ルヲ以
 テ嫌疑加、今ノ所審
 理ノ途中アリトス加、

一、到リリトス加、大概是
 等ノ者共ト云クハ、常
 平生外國ノ公館或ハ
 商店ト云クモ、出入シ
 或ハ又接見シテ居リマシ

會名

第 號

速記擔任者

26

月 = 「ソビエト」ノ 旅客船
 「スーパースター」ト「ソビエト」
 トカフ汽船カニ艘、丁渡
 津輕海峽ノ五箇所ニ互
 ル要塞地帯ヲ敷目ニ

衆議院速記部

會名

第 號

速記擔任者

25

非常ニ濃厚ナ状態ヲ
 アルノ切タリマス、是ハ
 新聞ニ載リテ居リマス
 カ多ク皆様モ御承知ナ
 アルノ切タリマス、此ニ

衆議院速記部

28

一、アリマス加、其行動
 ヲ仔細ニ研究調査シテ
 見マスト、業ナル船舶法
 一、邊及如クテナクシテ、
 全ク是ハ要塞地帯ニ

米國陸軍部

27

互ワテ排徊偵察シタ
 アリマス、是ハ陸軍
 船舶法邊及ニ依リマ
 シタ、千円ノ罰金トシ
 裁判ノ結果ニナリタ

速記擔任者

アリマスか、千葉縣ニ飛
 行機ノ學校カカハイマス
 其民間飛行機ノ學校
 校ニ在學シテ居リマス
 支那人飛行士カ、其

30

付キマシテ調査ニ參リ
 ト断定シ得ルト思フノ
 テアリマス、非常ニ怪
 シイ行動カアルノテアリ
 マス、是ハ他ノ一例ヲ

29

元ノヲ各方面ニ照會致
 シマシテ、其蒐集致シテ居
 ヲタト云フ事實カアツタ
 ノヲアリマス、是ハ其
 途中ニ貴局ニ合リマ

速記擔任者

校長ノ名ヲ利用致シマ
 シテ、日本ノ各飛行場
 ノ略図、航空戰術關係
 書類、陸海軍ニ於ケル
 各航空協定、井ノ云々

又宣教師ノ傳道組
 織ヲ利用致シ、其他
 有エル方法ヲ次テ、我
 國ノ國防上ノ資源機
 密、



34

レテ未遂ニ了ソタコト
 カアリマス、例ハ澤山ニ
 アルノデアリマス、外國ノ
 商會或ハ會社、其取
 引關係ヲ利用致シ、

33

ヲレテ居ル

日本、牙

ト自動車株式會社、

是ハ横決ニ申シテアノキナリ

マス、營業上必要ナリ

云ク名目ノ下ニ日本ノ重

平目十ハハ
不穩、不穩

第 19 號

第 19 號

速記擔任者

藤原

(42)

資源機密、之ヲ蒐集

セシトスル事例ガ澤山アリ

トガアリマスガ、尚ホ他

ノ一例ト致シマシテ、ア

ト會社ガ國外調査

4
H

うきつるに付て詳細に調査
 するに於て凡そ事實がア
 ンチアリス、オニ
 事例ト致シマシテ、是ハ
 臺灣ニアリマス例ニアリマス

進記擔任者

要都市に於ては各自自
 所有者に對シテ、現在
 所有者高敷、其種類、製
 造の年度、次に購入
 時期、臺敷、種類、新

社ノ方針デアルト云ク各目子
 應幕者^{志願}ニ対シテ日本ノ
 道路網、自動車数、
 配電状況ト云ク干リク人
 次員源國状調査ヲ爲サ

が、蓄音器ノレクク一會
 社ノ臺灣支店ニ於キマシテ
 過飛外交員ノ日本人先社
 員ヲ採用スルコトニナリク
 其場合ニ

會名

第 號

速記擔任者

ア

アリマス、
 フックターレ
 社ノ社員採用ニ付テハ
 是ハ常識ヲ考フテ見マシテ
 全然斯ウモク條件ハ要
 ナクゾアリマスガ、
 サウモク

速記擔任者

會名

第 號

速記擔任者

シナマシテ、
 其調査ノ正
 確ニ行フキ居ルコトト粗雑ニ
 行フキ居ルコトトヲ區別致
 シマシテ、
 其採否ヲ決スル
 トリフヤウキ事例ガア
 ンナ

速記擔任者

9

方法ヲ以テ國狀ノ調査
 ヲシテ居ワタトモマコトハ是ハ
 最モ顯著ナル事ト見テ了ん
 知アリマス、
 尚ホツ
 ヒエトシノ通商代表部員ガ

述記擔任者

10

日本ノ自動車ノ運輸状
 況ヲ調査シテ居タ事矣
 カアル事アリマス、
 日本ニ駐在シテ居タ通商
 代表部ノミハエル、ガ

述記擔任者

會名

第

號

登記擔任者

12

会社ノ外ノ役員清水某ト
ナリテ居リマスガ、此者ニ
對シマシテ、日本ニ於テル軍
用自動車ノ總量數、
日本自動車ノ分布狀況、

余
備
忘
録
記
事

會名

第

號

登記擔任者

11

ト云フ男ガ、昭和十年十月十
九日歸國シテ、夫ノアリマスガ、
北鐵買收物資取引關係ニ
合ニナリマシマス、東京市ニ
リマス「スター」ガ株式

余
備
忘
録
記
事

會名

第

號

速記擔任者

14

其製造會社、或以軍用
保護、自動車ノ臺架
其軍用保護自動車ヲ
製造スル製造所、尙未
自動車道路等ニ関シテ

會名

第

號

速記擔任者

13

自動車ノ輸入關係、自動
車ノ國內生産ノ調査、國
內生産自動車ニ對スル日本政
府ノ助成ノ狀況、次ニ國産
自動車ノ生産ノ臺架及

16

付リ知ラセト思ヒマスガ
 是ハ一例ガツガトマシテ
 之ニ似タ例ハ澤山ア
 知アリマス、
 尙ホ又
 遺憾ナコトガアリマスガ、

詳細ナ調査ヲ依頼シテ
 トリテ事例ガ擧ゲテ居
 ルガアリマス、
 以上
 申上げマシマスコトニ依リ
 シテ略々御想像ガ

會名

第

號

速記担任者

ナイカト思ヒマス、以上
 ナ以々々ニテ御審議ノ
 御参考ニ供スル次第ナ
 ラス

18
 19

會名

第

號

速記担任者

和共知ラナイガ居クテ國
 狀調査等ヲ爲シテ居
 ル者カ相當アリヤコト
 カイ 絶対ナイト云フコト
 ハ明言ニ得ナイノヤ

17

20

意義の擴大より、所謂
 国力弱ト云クヤ字、如徳
 二十、年、考リ、レ、タ、ノ、初、
 各國のモ、対手國ノ、戦争
 能力ヲ、早ク、探知シ、テ、人

19

の梅津政府は、自皇
 帝威光
 一通り、現在ノ、戦争ノ、從
 来ノ、戦場ニ、出テ、居ル、事
 一線、或ハ、第二線ノ、軍隊
 以テ、リ、戦ハ、ル、事、ナ、シ、

22

時之於各國資源、
 狀態、
 軍需工業能力、
 其他輸送關係、
 設備、
 各種

速記擔任者

21

廿二日、
 用方心金件、
 樹、
 極大、
 其結果

速記擔任者

昨今二至リ之年、是か
 最ニ各國トモ力ヲ下レテ
 活潑ニ色々調査ヲ公ニ
 中ニ十ニ年考リテ
 之、陸軍ト致ラレテ

之ニ對シテ、所謂戰爭
 能力ノ判定ニ關スル所ノ
 諸要素ノ調査、據テト
 三ノ二トニ、非常ニ力ヲ
 盡シテ居ルニ至ル、

頁 26

保護之。敵國ノ判断
 地具七十ノヤシニ十ノ
 ハナニ又、コノカ敵國ノ
 情報ヲ取ルカ申要ナル
 同時ニ自國ノ毛手十

東洋院 速記員

頁 25

毛是等ノ兵ニ鑑ミテ
 斯ノ多クヤシニ重要ナル
 戦年能力ノ判定ニ
 此レ所ノ諸要事ト云フ
 成ニシテ神密ナル

東洋院 速記員

講じ居りて、
 不^レ加、是等ノ完全ナル所
 一、法律が出來居り又爲
 二、遺憾ノ果加少クナリ
 又、^レ初アリテ、^レ隨テ

命保護ニ行カシム
 十^レ又ト云フコトヲ痛ク
 感^レシマシム、^レ從來
 政的^レ由務者^レ其他ノ國
 方面ト保護ノ事^レ後

居此譯了了り之久、是等
 一調査ノ一例ト致レリ
 今、以今由務省側ノ
 政府委員カラ御説明加
 了り之り又ノ了、一撥ハ

本法ノ制定ト云フコトハ
 軍ト致レリ之、今ハ最モ
 焦眉ノ急ト致レリ之、
 連ニ御協賛ヲ願フ、
 或立フコトヲ御望ム

名

第 號

速記擔任者

案情調査之付与了了
 一、昭和九年十月
 久ト三九件、昭和十年
 二元、右側同様ノ数ヲ三
 何件ト云フヤ、少ク風

速記擔任者

既ニ御令リノ事ト存
 又、陸軍側ノ事
 探知致シ、少ク
 三付キ、昭和九年
 年六、百三九件、軍

速記擔任者

軍事上ノ重要ノ物態
 軍ノ物態トシテ
 少ク風ニ
 軍ニ軍機ニ
 同ク心ヲ知ルナク
 般ノ軍務ニ業ノ又ハ

東洋院通記

最近ニ至ル者ノ其件
 數カ増加シテ居ル
 目下ニ於テハ
 軍ノ編成或ハ
 艦艇ノ行動ニ

會名

第

號

速記擔任者

777
 工場ノ秘密、是ハ知州
 機ノ工場ノ秘密、是ハ知州

速記擔任者

00

會名

第

號

速記擔任者

新聞掲載禁止事項
 記載し居る所ノ
 書籍等、某國武官ニ
 對シテ、其國ノ情報

39

警備狀況ト云フヤウナ
 与擲新ニシテ某國ニ提供
 シタニマア其他之ニ類スル
 ヤウナ事件ハ相當ニ澤
 シニアリマスヤウナ実情ナリ

衆議院速記部

三月十日
 不穩
 秘密令
 ヤウナ
 速記擔任者
 水田
 山田

工場カカ
 某國ニ
 防空ニ
 某國ニ
 交通線ノ
 圖
 特
 重
 要

1132

○熊谷年の議長 是令政

社委員ヨリ出シテスニモ莫

存テ河カ疑問カアルハ

此際御質問ヲ許シカス

イマス 大体ノ実情ヲ録

セテ御報告申上リマス

○田島田政府委員 海軍

ノ大伴ハ陸軍 政府委員

出シテスニモトモヤウナ

又者、浪去命令、其他ノ
 行政處分、全部、按テ、
 勿クカ

○萱場政府委員

百五

以上、私共ノ、怪コイ、ト、思フ

○萱場政府委員

百八

其ニ外國人、
 ○研田委員

ソレハ、サウシ、

既ニ政府、
 機関、

トシテ、
 認定、

要
 親察ノ圈内ニ入リテ居ル者
 カ百人ニナルベシ
 ○砂田委員 カウキカ
 夕先刻ノ御説明ニ依リテ
 既ニ其認定シタル者カ百

居ルハ容疑者カヤリキ
 的確ニ其退去命令ヲ
 為シ得ル程度ニハ達シテ
 居ルモ又怪シキ者トシテ私共
 取締リテ何ト申シタル

會名

第 號

速記擔任者

信に申す可なり。コトカ、コトハ是刻
 御説明のハ、定疑者ノ外
 ニ認定シタ者カ百名以上
 下、其外之高、多人数ノ定
 疑者カアル、斯クシテ御説

12

會名

第 號

速記擔任者

名以上、其以外ニ定疑者カ
 多ク多数ニアルト、斯クシテ
 御説明のハ、既ニ認
 定シタ者ハ、其外ノ定
 命ノ為サレ、其外ノ定

11

會名

第

號

速記擔任者

恩心

○菅場政府委員

言葉

切足りおとすカラ、後カラ申上

と方ある一室のりさる

○勝田委員

先程發信

14

會名

第

號

速記擔任者

明日アツタカ多伺ひ夕句なり

マス、しハ認定、出業有

唯其疑がアルト云フ事

如ヶ、外ト云フか、是刻

御説明ト少シ違フカラ

13

11

ニ考テ居ルハ其ノ如クハスルカ、
 對シテ何カ御意ニ置テ
 為ルベキ事アリコトカ、其ノ邊不
 問ニ付シテ居ルニキヤリコトカ
 ○當場政府委員 スル

15

局長ノ説明ノ中、
 年ノ進ムコトトシテ
 各前向カ出ルベキコトカ、
 同ノコトトシテ切テモ
 同ノ様シカクモ切テ
 同ノ様シカクモ切テ

法がたいカラ、ししや處置スル
 為ニ此法棄テ出シタト云フ
 趣旨ヲ承知シテ、直ク知テ
 リカスカ、現行法上、サウシヤ
 七ノ處置スル方法ナシト

18

始末ハシテ、居リテモ又
 ○砂田等ノ實、大体御説
 明ノ意、味ハ、勿論承シ
 マシタリ、サウシヤハ現行
 法ノ下ニ於テ、處置スル方

19

其矣政府ノ言ヲ聽キ余
 ○松井政府委員 等ノ
 一矣三付キマシムル 又十分力ニ
 現行 法示 ナクモ勿カ澤山
 之ヲハクマシムル、ソレハ人ノ度ノ

之ヲコトシテ此法案ノ必要ナ
 リトシテ 意見 味 分 又 其
 之ヲ事 實 ガ 了 ン 者 現 行
 法規 下 之 處 罰 方 法
 シトハ私ハ考メテ居ルモノナ

會名

第

號

速記擔任者

22

活用が出来れば、
 既成キミシヤ、一般ニサウシヤ
 規定ハアリマス、併チカウ其
 或者ニ付キミシヤハ、外賣業
 等ト致シマス、出来ル

速記擔任者

會名

第

號

速記擔任者

11

自動車工場ノ今日ノ設備
 カ其能力カ幾何ナルハ
 カトキマエ付キミシヤハ、相當
 ノ廠業ノ指定カカサス
 4月1日、初年此法ニ従フ

23

會名

第

號

速記擔任者

今申ニ
 シタヤウチ者ニ、餘程如何
 ハシキ者カアリマシキ、甚莫
 ヲ助締カ出来ナイトシテ
 カ、多ク狀態ヲ、チキ居ラス

24

頁

會名

第

號

速記擔任者

〇砂田委員 トシカ私共
 能ク合ラズ、先刻来陸軍政
 務委員 總務課長局、政府委員
 員、初シカ、資源局、御後
 明ノ中ニアルヤウチ、事實カ、

法ノ下ニ於テモ 甘ウシク疑
 カアノクナウハ、
 謝ヲシテ、
 其ノ他ノ處分カ出素ナリ
 此ノ事又、
 命令
 道ノ二取

若シアル疑カアルトスルナリ
 甘ウシク疑カ、
 アルニ、
 シノフハ、
 スルカ出素ナリ

○松井政印(筆名)

ソレ等ノ問題ニ付キマシテハ、
 非常ニ著目シク國ノ安寧
 秩序ヲ害スルトセフ事トカ顯
 著アリマスレバ、勿レモ此
 法律が出来カセテモ、勿

衆議院速記録

通過シテオケルハ、ソレ等ノ
 者ハ疑のアルハ、其邊地
 幾クも通過ケトシテ御意旨
 ナラシメ、容易ナラズトシテ
 思ヒマス、其英政府善美ノ明瞭ナル
 中若キテ、但シテ、

ト云フモノガ重大ナ事柄ヲ
 アソクモノテスカラ、軍事
 上ノ關係以外ノモノニ付キ
 マシテハ例ヘバ或ル工場ノ
 見取圖ヲアリマストカ、或

論其範圍ヲ出萊ルト存
 ズマス、然テカウ今日ノモノハ
 唯軍事機密ヲアリマストカ
 或ハ要塞地帯ヲアリマス
 トカ、カクテ軍事上ノ關係

ヤウナモノニ付キマシテハ、
 ソレハ何ノ目的テヤラレルト
 去ラマシトハ、略々 推察由人
 出来マシテモ、ソレ自身ト
 云テモ 或ハ 營業上ノ

速記擔任者

ハ 要塞等ニ 攻シマスルト
 要塞ハ イケマセテモ 例ハ
 ハ 石油カンクローニ 付スル 其
 ン タンクノ 所在 及び 其 詳
 密ナル 見取圖ト云フタ

38

マスルノテ、一日毛忽セニス
 ルコトヲ得ズ、焦眉ノ急
 務ト致シマシテ、此法律
 ヲ特別議成ニ於キマシテ
 是是非非早クシナケレバナラ

衆議院速記部

同趣テアルトカ、
 ナ逃道ガアラウト思ヒマ
 スノテ、
 ナ近代戰或ハ將來戰
 ノ意義ガ加ハフテ参リ

取締官憲ニ於キマシテハ
 大イニ注意ノ目ヲ^瞭見テ
 テ居リマスルノテ、ソコニ今
 認定サルベキ^惟ニキ者
 是ニ付キマシテハ、是ハ

又、斯ウキノ風ニ考ヘテ居
 リマス、隨テ此民間ニ
 於キマシテモ、勿論ソレ
 ヲ放任シテ置ク設テハナ
 イノデアアリマシテ、ソレ

二付(心)
 懐重ノ能心度ニ依ル知遣ノ
 執ルニシテ、其紙然クハ取
 締テハタイケレトモ、疑ハシキ
 以(固)ニ移中ニシテ、取締セシキ
 二付(心)ニシテ、ヤシキ場合ノ人々

速記擔任者

考ハマスト古クト、要事ノ
 調査ニシテ、其ノヤシキ者ガ
 リマスケレトモ、同時ニ又伊
 二七 サウテナイ部(其)面ノ所
 二テ、行カナイカクトモ、其ノ者

(秘)

五月十八日 秘室
石井 不徳

第三十一號

第一等子(子)

書記擔任者 石井 不徳

~~此規定~~ 此規定ヲ必要トスル

本當ニ一日モ早ク之ヲ必要ト

スル氣運ニテツテ居ルノテアリ

コト

○砂田委員 ト少モ一寸

朱印 漢字 記

43

只可ナリ事柄カ多クイハレタリ

リタリ、サレモ、タリ、意味、分、犯、性、

因、係、~~ハ~~、打、左、心、タリ、関、左、心、タリ

、タリ、非、常、ニ、給、~~リ~~、ハ、レ、イ、ハ、衆、團

カ、タリ、イ、ハ、レ、ハ、シ、タリ、カ、タリ、ソ、レ、ヲ、

題ノアル者ハ現行法ノ下ニ
 処分が出来ナクシテ又トモク
 シレノ題ガアルニ 処分ガ
 シナイ ズン 斯ウ云フ事例ガ
 アルカラ 此法律ガ必要ダト

如共ニハ各込メナイ、先刻來街
 法ノヤウナ可例ト云フモノハ
 顕著ナリ実ニアル、此顯
 著ナ所増外國カラ日本ノ機密ヲ
 探ラウトシテ来テ居ルヤウナ

テアリシタラ 得心が行キ
 又、併シ先刻来御説の
 如キ下加アレバ、是ハ直ニ今
 日テモ 是ノ分ガ出来ナレバナ
 ラズ、又先刻御説明ノ申ニ

東京院速記部

云フ御説のニナルト、此法律カ
 ナレバ先刻御説明ニ古ク
 ヤウナ危険ナ者ヲ 取締ル
 方法ガナイカラ、此法律カ
 必要タト云フ下ノ御説の

国内ノ情勢ヲ探ラウトモ
 毛ノカト云ク疑ガアル、是ハ
 法律ヲ象ラ作ラテ置イテモ
 疑ガアルト云フダケデ證據
 ヲ得テテ是罰ガ出素オ
 未開防備

露西亞ノ船カ入ラテ来テ要
 塞ノ狀況ヲ調べタ疑
 ガアル、其疑ガアルト云フ
 ハ、千円ノ罰金ニテタカ
 シレノ真相ハモソト深刻ナル

毛ノ如ト私ハ思フ、此法律
 ヲ採ハナケレバ **憲法中ニ**
憲法 理行法ノ下テハ取締
 加出素ナイト云フ、斯ク云フ
 事情ハト云フモノガアレ

速記擔任者

ナラバ、法律ヲ作ラテモ 何ニモ
 ナラヌ、サウ云フ者カアルナラ
 バ徹底的ニ調ヘテ、年月ノ
 罰金ヲナシニ 陸軍刑法カ
 何カニ依ラテ 死断サレハキ

放任シテ居ラレルト云フノテ
 ハ、是ハ法律ヲ裁ク作ク
 无 政府ノ方デハ、疑加アル
 ト云フテ、シツト見テ居ルノテハ
 法律ヲ作クテ无 何ニモナリ

ハ、是ハ此法案ニ對スル後
 明ニナリテス加、先刻来
 御話ノモノステ、此法律カ
 有テモ出来ルヘキモノニ
 而テ疑ノアル者ヲ其儘

13

ヤウニ思フ、是カヲ先ハ
 社務會ヲナクテモ宜シイカ
 ラ後ヲ省イテアリトスガ
 甚點ヲモウ一ツ明確ニ街
 示ヲ豫ヒタイ

速記擔任者

ニセ又、モウカシ此法者
 是非は要ナリ、現行法
 イケナイト云フ根本ノ理由
 モトト群ニテ御後略ヲ豫ハ
 ストトウモ得心カ行カ又

15

先刻ノ石油タンクノ所在地ト
 云々ヤウナモノニ付キマシテハ
 現ニ規定カ缺ケテ居ル
 シレカラ又「ポート」ノ工場デアリ
 ストカ或ハ「ピラター」ノ工場等ニ

14

○松井政府委員 其點ハ確ニ
 要塞其モ三付キマシテハ、要塞
 ノ取締「法」ト云フモノガ「ガザイ
 」「スガ、要塞ニ準スベキヤウナ
 廣イ土地ニ於キマシテ、確ニ

軍機ト申シマスレバ、軍事上
 一秘密ニ限ラシテ居リマスカラ、
 今日ニ於キマシテ、戦争カ特来
 行ケル場合ニ於キマシテハ、
 強ト軍事上ノ關係ハカリテ

於テ、戦時使用シ得ラルヤウナ
 能力等ヲ探査スルト云フ
 ヤウナコトカアリマシテ先
 之ニ付キマシテ、規定カ缺
 ケテ居ル、ソレカ從來ハ

如何ニ精銳ナ軍隊ガアリ
 マシテモ、何トモスルコトカ出
 来ヌト云フ状況ニ立至ル
 決テアリマス、
 対スル 保護ノ規定ト云フ

ナク、国力ノ全般ニ亘リ
 殊ニ今津シマシタヤクナ
 ノ向題デアリマス
 軍用工場デアリマス
 壊滅ヲ来シマシバ

保護ヲ圖ル必要加 本島ニ
 一日モ勿心セシ出来又程緊
 要事ト感シテ進メテ
 来夕釋テゴサイラス
 ○犬養委員 貝多ノ街

速記擔任者

モノカチノテアリス
 其為ニ午前中ニモ申上ケ
 シタヤウニ、カ一條、カ二條
 ト云フ案件ノ規定ヲ致シ
 テシタモノ付キマシテ、其

速記擔任者